

茨木市行方不明高齢者等捜索支援事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、行方不明になった自力での帰宅が困難な高齢者等（第1において「行方不明高齢者等」という。）に関する情報を医療機関・介護・障害サービス事業者情報検索システム（第2、第3及び第5において「システム」という。）を利用して市と事業者が共有し、捜索を支援することで、行方不明高齢者等を早期発見し、事故の防止を図り、もって行方不明高齢者等及びその家族等が安心して生活できる環境を整えることを目的とする。

(対象者)

第2 システムを利用した捜索の支援（第4並びに第5第1項及び第3項において「捜索支援」という。）の対象者（第4及び第5において「対象者」という。）は、本市に居住している次に掲げる者のうち、行方不明者として警察署に届け出られた自力での帰宅が困難なものとする。

- (1) 概ね65歳以上の者
- (2) その他市長が必要と認める者
(捜索支援に協力する事業者)

第3 捜索支援に協力する事業者は、システムに登録している事業者（第5及び第6において「登録事業者」という。）とする。

(捜索支援の依頼)

第4 捜索支援を依頼することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 対象者の家族又は介護従事者
- (2) 対象者が利用している施設の管理者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 前項に規定する者が捜索支援を依頼しようとするときは、行方不明高齢者等捜索支援依頼書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(捜索支援の手続)

第5 市長は、第4の規定により捜索支援の依頼があったときは、システムを利用して対象者の情報を登録事業者と共有するものとする。

- 2 登録事業者は、システムで共有された情報をもとに、対象者の捜索支援に協力するものとする。
- 3 登録事業者は、対象者を発見したときは、対象者の安全を確保し、警察署及び市長に報告するものとする。
- 4 市長は、対象者が発見されたとき又は対象者が行方不明者として警察署に届け出られた日から30日を経過したときは、当該捜索支援を終結し、その旨を捜索支援を依頼した者及び登録事業者に通知するものとする。

(個人情報取扱い)

第6 登録事業者及びその職員は、この事業の実施に伴い知り得た個人に関する情報等を適正に取り扱い、搜索以外の目的に利用してはならない。

(その他)

第7 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月12日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年7月29日から実施する。

（依頼先）茨木市長

住 所
氏 名
（行方不明者との関係 ）
電話番号

行方不明高齢者等搜索支援依頼書

行方不明高齢者等の搜索支援を次のとおり依頼します。
なお、行方不明者について、警察署へ行方不明者届を提出したことを誓約します。

1 行方不明者に関する情報

ふりがな			
氏名			
性別	男・女	生年月日	年 月 日（ 歳）
住所			
体格		髪型・色	
外見の特徴		服装	
履物		徘徊の有無	有・無
行きそうな場所		最後に確認された日時及び場所	
持ち物		所持金	
名前を（言える・言えない）	住所を（言える・言えない）		
見守りシールの登録	無・有（登録番号 ）		
その他			

2 添付資料 行方不明者の写真（ 有 ・ 無 ）

同意書

上記情報及び添付資料を茨木市行方不明高齢者等搜索支援事業の搜索支援に協力する事業者提供することに同意します。

年 月 日 氏名 （行方不明者との関係 ）